

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	長谷川香料株式会社			コード	4958		
提出日	2024/12/5		異動（予定）日	2024/12/19			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	大門 進吾	社外取締役	○													○	有
2	和泉 昭子	社外取締役	○													○	有
3	Paul Dupuis	社外取締役	○										△			○	有
4	只 雄一	社外取締役	○													○	新任 有
5	有田 知徳	社外監査役	○													○	有
6	山村 一仁	社外監査役	○													○	有
7	鈴木 真紀	社外監査役	○										△			○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、長年の経験を通じて培われた高い見識及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。今後も継続してこれらの役割を果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると期待し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。
2		同氏は、生活経済ジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー等の経験を通じて培われた高い見識と、働き方改革、人財育成、ダイバーシティ推進等の分野における専門性を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。今後も継続してこれらの役割を果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると期待し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。
3	同氏は、当社と取引のあるラヌスタッド株式会社に過去在籍しておりますが、2024年1月に同社を退社しております。また、その年間取引額は、当社及び同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であります。よって、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。	同氏は、世界的な総合人材サービス会社において、インド法人のマネージングディレクター兼CEO、日本法人の代表取締役会長兼CEOを務めた経験で培われた、国内外の企業経営に関する豊富な経験及び幅広い知識を有しております。これらの経験及び知識を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。今後も継続してこれらの役割を果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると期待し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。
4		同氏は、大手電機メーカーにおいて、経営企画を中心に多岐にわたる国内外での事業経験を有しております。また、米州、欧州及び日本国内におけるマネジメントの経験を通じて、国際的な経営戦略の立案・遂行に関する高い見識を有しております。これらの経験及び知識を活かし、中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。
5		同氏は、長年、検事として検察庁の要職を歴任し、退官後は法律事務所で弁護士として幅広い事業を取り扱いながら、さまざまな業種の企業の社外取締役・社外監査役として活躍しております。このような法曹界及び実業界における豊富な経験と高度な見識を活かし、当社経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営を適切に監査いただくことができるとして期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。
6		同氏は、上場企業において、経理、財務及び海外事業の分野を中心に幅広い業務を経験した後、常勤監査役の職責を任期4年間果たしました。このような経験により培った高度な見識と幅広い知識を活かし、当社経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営を適切に監査いただくことができると期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。
7	同氏は、当社と取引のあるTMI総合法律事務所に過去在籍しておりますが、その年間取引額は、当社及び同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であります。また、在籍中に当社の業務には携わっておらず、2017年9月に同所を退所しております。よって、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。	同氏は、弁護士として企業法務に長年携わっているほか、買収案件や海外案件をはじめとする数多くの事業に関与し、法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。このような知識と経験を活かし、当社経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営を適切に監査いただくことができると期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 换算説明

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員候補者が、以下の各項目のいずれかにも該当しない場合、独立性を有していると判断する。

1. 当社を主要な取引先（※1）とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭（※2）その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4. 当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接に保有する大株主、またはその業務執行者
5. 最近3年間において上記の1.から4.のいずれかに該当していた者
6. 次の（1）から（3）のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 上記1.から5.までに掲げるもの
 - (2) 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
 - (3) 最近1年間において、（2）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していたもの

※1 「主要な取引先」とは、直近事業年度において当社との年間取引額が当社の連結売上高または取引先の連結売上高の2%を超えるものをいう。

※2 「多額の金銭」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の直近事業年度における連結売上高の2%を超えるものをいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。